

協議事項 1. 「防災機能について」

①防災拠点として必要な建物・設備性能について

- ・建物の耐震性能は、構造体：I類、非構造部材：A類、建築設備：甲類のそれぞれの基準を満たす建物・設備性能を確保する。
- ・構造体の耐震安全性 I 類を確保するための構造は、免震構造の採用を基本に検討する。
- ・災害時における市民や帰宅困難者の一時的な滞在への対応も考慮したエントランスやロビー等のスペース確保について検討する。

②ライフラインのバックアップについて

- ・非常用自家発電設備は、災害時においても庁舎機能を維持して災害対策本部を設置するとともに、災害時の市役所業務に必要となる電力を最低でも 72 時間以上対応可能な設備とすることを検討する。
- ・災害対策室、自家発電室、電気室等は冠水の影響を受けない場所に設けることとする。
- ・飲料水、汚水ともに十分な容量を貯留できる施設の整備を検討する。